別記様式

年　　月　　日

宮城県知事　　殿

所在地

法人名　　　印

代表者の職氏名

誓約書

設置者は、社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）又は老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）に基づく届出等に関して、老人ホーム等の運営における暴力団員等の排除に関する要綱（以下「要綱」という。）に基づき、下記のことを誓約します。

　また、本誓約書の内容について、宮城県保健福祉部長が宮城県警察本部刑事部組織犯罪対策局長に照会することを承諾します。

記

１　別紙名簿に掲げる施設長及び当法人の役員等（要綱第２条第２号に規定する役員等をいう。以下同じ。）は、暴力団員等（要綱第２条第３号に規定する役員等をいう。以下同じ。）ではありません。

２　１の内容に反した場合には、県が社会福祉法又は老人福祉法に基づく措置をとることを承知するとともに、要綱第３条第２項第３号に定める場合には、当該届出を行いません。

３　２の場合、異議を申し立てず、かつ、損害の賠償を求めません。

４　別紙名簿に変更があった場合には、変更後の名簿を添付のうえ、再度、当様式により誓約します。

（参考）

○老人ホーム等の運営における暴力団の排除に関する要綱（抜粋）

第２条　この要綱において使用する用語は、次の各号に定めるもののほか、社会福祉法、老人福祉法、条例及び県暴力団排除条例において使用する用語の例による。

（２）役員等

 　理事、幹事、その他いかなる名称を問わず、老人ホーム等の業務に関する一切の権限を有し、又は老人ホーム等の業務を総括する権限を代行することができる者をいう。

（３）暴力団員等

　　　　県暴力団排除条例第２条第３号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。

第３条　老人ホーム等の施設長及び役員等は暴力団員等に該当する者であってはならない。

２　老人ホーム等の設置者は、次の第１号から第２号に掲げる場合にあっては法に定める期限内に、第３号に掲げる場

合にあっては当該届出を行う３週間前までに、第４号に掲げる場合にあっては変更のあった日から１月以内に別記様式に定める誓約書を宮城県知事宛てに提出しなければならない。

ただし、これに相当すると知事が認めるものを提出する場合にあっては、別記様式によらないことができる。

（３）設置届出の場合

 （軽費老人ホーム）

社会福祉法第６２条第１項の規定による設置の届出を行う場合（市町村が設置し、施設の運営を社会福祉法人等

が行う場合は、運営法人の役員等に関して誓約書を提出するものとする。第４号に定める場合も同じ。）。

　（養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム）

老人福祉法第１５条第３項による届出を行う場合（市町村及び地方独立行政法人が設置し、施設の運営を社会福

祉法人等が行う場合は、運営法人の役員等に関して誓約書を提出するものとする。第４号に定める場合も同じ。）。

○宮城県暴力団排除条例（抜粋）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（３）暴力団員　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。

**（施設名）**

|  |
| --- |
| **施 設 長 及 び 役 員 等 名 簿** |
| **変更****チェック** | フリガナ | 生年月日（和暦） | 役職名 | 性別 | 住　　　所（郵便番号必須） |
| 氏　名 |
| □ |  |  |  | 男・女 | 〒 |
|  |
| □ |  |  |  | 男・女 | 〒 |
|  |
| □ |  |  |  | 男・女 | 〒 |
|  |
| □ |  |  |  | 男・女 | 〒 |
|  |
| □ |  |  |  | 男・女 | 〒 |
|  |
| □ |  |  |  | 男・女 | 〒 |
|  |
| □ |  |  |  | 男・女 | 〒 |
|  |
| □ |  |  |  | 男・女 | 〒 |
|  |
| □ |  |  |  | 男・女 | 〒 |
|  |
| □ |  |  |  | 男・女 | 〒 |
|  |
| □ |  |  |  | 男・女 | 〒 |
|  |

備考※１　役員等とは「理事、監事、その他いかなる名称を問わず、老人ホーム等の業務に関する一切の権限を有し、又は老人ホーム等の業務を総括する権限を代行することができる者」をいいます。

※２　記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けるなどして記載してください。

※３　施設長及び役員等の変更の場合であっても、全員分の情報を記入してください。

また、変更のあった役員については「変更チェック欄」にチェックを入れてください。